

第 3 期
南 国 市 障 害 福 祉 計 画
(平成 24 年度～平成 26 年度)

南 国 市
平成24年3月

目次 CONTENTS

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	1
3 障害福祉計画の基本的理念	2
4 計画策定への取り組み	2

第2章 南国市の概況と第2期の評価(サービス利用状況)

1 障害者等の状況	3
2 第2期の評価	5
2 障害福祉サービスの利用状況	6

第3章 障害福祉サービスの見込み

1 サービス提供体制の確保	11
2 平成26年度末の目標値設定と実施のための方策	12
3 障害福祉サービスの利用意向調査	13
4 サービス見込量の算定	17

第4章 地域生活支援事業の実施

1 地域生活支援事業の実施状況及び実施予定	19
2 地域生活支援事業の内容と見込み	20

第5章 計画の推進

1 相談支援体制の整備	25
2 自立支援協議会を中心としたネットワークの構築	25
3 住民参加の促進	25
4 障害のある人への虐待防止	26
5 防災対策	26
6 計画の進行管理	26

参考資料

参考資料1

「第3期高知県障害福祉計画」中央東圏域(抜粋)	27
-------------------------	----

参考資料2

南国市障害者自立支援協議会設置要綱及び組織図	35
------------------------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画(平成22年度～平成26年度)」に基づき、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んでいます。

障害者を取り巻く環境は、平成15年に支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法が施行されるなど、制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。また、平成23年には障害者基本法の一部が改正され、障害者虐待防止法も施行されています。

こうした中、障害者自立支援法に基づき、国の掲げる「地域生活移行の一層の促進」「相談支援体制の充実・強化」「一般就労への移行支援強化」などを踏まえて、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、平成18年に第1期の障害福祉計画(平成18年度～20年度)、平成21年に第2期障害福祉計画(平成21年度～23年度)を策定して福祉サービスの計画的な基盤整備を進めてきました。

南国市では、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、第2期計画までの現状や成果を分析し、地域における課題を整理するとともに、国・県の障害施策の動向を踏まえたうえで、「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」「市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」の3点に配慮し、平成24年度からの3年間に必要な障害福祉サービスを見込むとともに、そのサービス提供体制の確保を図り、より充実した障害福祉サービスの実現に向けて、第3期障害福祉計画(平成24年度～26年度)を策定するものです。

2 計画の概要

① 障害福祉計画の基本指針

障害福祉計画の基本指針は、下記のとおり障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを定めるものです。

- ◆障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
- ◆市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- ◆その他、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

② 計画の意義

障害福祉計画は、障害者自立支援法において「市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(障害者福祉計画)を策定する必要がある(第88条)」とされています。

③ 計画の期間

障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、第3期計画は、第2期計画までの進捗状況等を踏まえ、平成24年度から26年度までを計画期間とします。

第1期計画			第2期計画			第3期計画		
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
平成23年度の目標達成に向け、中間段階として障害福祉サービスの3ヶ年の整備目標設定と達成に向けた計画の策定			第1期計画の実績や制度改革を踏まえて、見直しを図り、第2期計画を策定			平成23年度までの実績等を踏まえ、地域の実情、制度改革を考慮し、第3期計画を策定		

3 障害福祉計画の基本的理念

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別・程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の平準化を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

4 計画策定への取り組み

第3期障害福祉計画の策定にあたって、県障害保健福祉課と南国市で障害のある人と家族の実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。また、日頃障害者と接する機会のある機関、サービス事業所から課題とその解決策等を提示してもらいました。そして、サービス利用量を見込むとともに、現状の課題や今後の方向性を検証しました。

こうして得られた調査結果等をふまえ、南国市障害者自立支援協議会の計画部会において課題等を点検、検討したうえで、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定いたしました。

第2章 南国市の概況と第2期の評価(サービス利用状況)

1 障害者等の状況

① 身体障害児・者年度別推移

下表は身体障害者手帳所持者の年度別推移で、南国市での身体障害児・者は増加傾向にあり、特に生活習慣病による肢体不自由者、内部障害者が増加しています。

平成22年度における18歳未満の身体障害児は34人、65歳以上の高齢の身体障害者は1,944人です。

[各年度末現在 単位:人]

障害別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
視覚障害	156	154	156	144	142	144
聴覚平衡 機能障害	154	161	166	155	157	153
音声・言語 そしゃく 機能障害	32	32	33	31	32	31
肢体不自由	1,462	1,503	1,541	1,445	1,433	1,453
内部障害	724	765	817	842	893	936
総数	2,528	2,615	2,713	2,617	2,657	2,717

② 知的障害児・者年度別推移

下表は療育手帳所持者の年度別推移で、知的障害児・者は年々増加傾向にあります。

平成22年度における18歳未満の知的障害児は68人、65歳以上の高齢の知的障害者は30人です。

[各年度末現在 単位:人]

障害別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
A1	56	58	68	68	72	75
A2	64	65	68	70	66	66
B1	90	92	95	97	96	95
B2	75	76	76	84	92	100
総数	285	291	307	319	326	336

③ 精神障害者年度別推移

下表は保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者証交付数の年度別推移です。

平成 22 年度における 18 歳未満の手帳所持者は 0 人、65 歳以上の高齢者は手帳所持者 16 人です。

[各年度末現在 単位:人]

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保健福祉手帳所持者数	122	128	145	153	176
自立支援医療(精神通院)受給者証交付数	540	520	452	454	426

④ 難病患者年度別推移

下表は疾患別難病患者数の年度別推移です。患者数は増加傾向にあります。

[各年度末現在 単位:人]

疾患名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
パーキンソン病	295	305	307	326	333
潰瘍性大腸炎					
強皮症・皮膚筋炎、及び多発性筋炎					
全身性エリテマトーデス					
脊髄性脳変性症					
クローン病					
網膜色素変性症					
後縦靭帯骨化症					
サルコイドーシス					
ベーチェット病					
その他					

2 第2期計画の評価

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数は 80 人です。第2期計画では平成 23 年度末までの移行者数を 23 人以上としていましたが、平成 23 年 12 月 31 日現在で施設を退所して自宅またはグループホーム(GH)・ケアホーム(CH)といった地域移行した人数は 17 人となっています。

また、施設入所者数そのものの削減では第2期計画では 17 人と見込んでいましたが、平成 23 年 12 月 31 日現在で 10 人となっています。

項目	数値	備考
施設入所者数	80人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標値①18 年度～23 年度末までの移行者数	23人 28.8%	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 23 年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
平成 23 年 12 月 31 日までの移行実績	17人 21.3%	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 23 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数
目標値②施設入所者の削減見込	17人 21.3%	平成 23 年度末段階での施設入所者の削減見込数
平成 23 年 12 月 31 日までの削減実績	10人 12.5%	平成 23 年 12 月 31 日までの施設入所者の削減実績
平成 23 年度施設入所者数	70人	平成 23 年 12 月 31 日の施設入所者数

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 18 年 8 月 1 日現在、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は 36 人です。国は平成 24 年度末までに退院可能精神障害者の解消を目指しており、第2期計画では平成 23 年度末までの移行者数を 9 人としていましたが、平成 23 年 12 月 31 日までの地域生活へ移行した人は5人ととどまっています。

なお、第3期計画では退院可能な精神障害者の地域生活への移行の目標値はたてないことになっています。

理由としては、患者調査における「退院可能精神障害者」は、抽象的で、医療機関の主観によるものであるため、客観的に分析・評価することが難しく、平成 21 年 9 月の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書においても、「別の客観的な指標」が必要である旨が提言されたことからです。

項目	数値	備考
退院可能精神障害者数	36人	平成 18 年 8 月 1 日時点の退院可能精神障害者数
目標数値	9人	平成 18 年度から 23 年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
平成 23 年 12 月 31 日までの実績	5人	平成 23 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数

③ 福祉施設から一般就労への移行

第2期計画では平成23年度において1年間に福祉施設から一般就労への移行者を4人としていました。

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、通所授産施設のサービス利用者が毎年数人ですが、一般就労へと結びついています。

項目	数値	備考
目標数値	4人	平成23年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数
平成21年度実績	3人	平成21年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成22年度実績	3人	平成22年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成23年度実績	2人	平成23年12月31日までの福祉就労から一般就労した人の実績

④ 第2期計画中に取り組んだ施策

第2期計画策定する際に行ったアンケートより、障害児をもつ保護者の意見から、子どもが長期の休みになる夏休み・冬休み・春休みの期間中に障害児の支援を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援することを目的として長期休暇支援事業を平成22年度からはじめました。平成22年度は実人数で17人、のべ利用人数で150人の利用がありました。

また平成22年度に障害者自立支援協議会監修のもとハートフルマップ(社会資源マップ)を8年ぶりに作成し、古くなった事業所・施設名の変更や、事業内容の更新を行いました。新しくなったハートフルマップをもちいて市の窓口等で来庁者への説明に使っています。

3 障害福祉サービスの利用状況

① サービスの内容

平成18年4月から段階的に障害者自立支援法が施行され、新体系サービスは介護給付費と訓練等給付費に分類されました。平成23年度までの5年間の経過措置ののち旧法施設支援は、順次新体系サービスに移行されました。

介護給付

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、掃除等の家事や生活等に関する助言その他の生活全般にわたる援助を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、掃除等の家事や生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護を総合的にを行います
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時同行して移動に必要な情報を提供したり、移動の援護を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設へ入所することができます
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、障害福祉サービスを包括的に提供します
共同生活介護(CH)	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います
施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行います

訓練等給付

サービスの種類	内 容
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に、必要なりハビリテーション、生活等に関して必要な支援を行います
自立訓練(生活訓練)	知的障害又は精神障害を有する人に、自立した日常生活を営むために必要な支援を行います
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動や生活能力向上のための訓練を行います
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約による就労が可能な人について、就労に必要な訓練や支援を行います
就労継続支援B型	年齢、心身の状態等により雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な訓練や支援を行います
共同生活援助(GH)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います

② 障害福祉サービスの支給決定件数

下表は新体系サービス、旧体系サービスの障害程度区分別の支給決定件数です。障害程度区分は1が軽度で順に重くなり6が最重度です。

[平成23年12月末現在 単位：件]

サービス種類		障害程度区分							総計	
		児童	1	2	3	4	5	6		無し
訪問系	居宅介護	6	1	12	14	6	3	11		53
	重度訪問介護									
	行動援護									
	同行援護			1	3	1	1			6
	重度障害者等包括支援									
日中活動系	生活介護			2	26	28	13	37		106
	自立訓練(機能訓練)									
	自立訓練(生活訓練)				1					1
	就労移行支援				2	1			3	6
	就労継続支援(A型)			1	2				22	25
	就労継続支援(B型)		6	11	15	13	1		40	86
	児童デイサービス	40								40
短期入所	26	1	6	8	12	1	10		64	
療養介護										
居住系	共同生活介護(CH)			8	19	8	1	2		38
	共同生活援助(GH)		4	1	2				17	24
施設入所支援			2	13	15	12	28		70	
サービス利用計画作成費										
療養介護医療費										
計		72	12	44	105	84	32	88	82	519

③ 障害福祉サービスの利用状況

下表は障害福祉サービスの年度別 10 月時点の利用実績です。

新体系サービス 実績の()は利用実人数

サービスの種類	単位	年度	21 年度	22 年度	23 年度
		利用月	10 月	10 月	10 月
訪問系サービス	時間/月	見込量	650	700	735
		実績(人)	524 (31)	638 (28)	871 (41)
生活介護	人日/月	見込量	222	948	1758
		実績(人)	315 (17)	539 (30)	817 (42)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	見込量	0	20	20
		実績(人)	0	39 (2)	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	見込量	0	20	60
		実績(人)	0	0	20 (1)
就労移行支援	人日/月	見込量	176	132	176
		実績(人)	109 (6)	47 (4)	102 (5)
就労継続支援A型	人日/月	見込量	154	176	176
		実績(人)	309 (15)	288 (15)	359 (19)
就労継続支援B型	人日/月	見込量	540	1200	1760
		実績(人)	562 (32)	647 (39)	967 (55)
療養介護	人/月	見込量	0	0	0
		実績	0	0	0
児童デイサービス	人日/月	見込量	16	16	16
		実績(人)	27 (11)	25 (12)	49 (21)
短期入所	人日/月	見込量	60	65	75
		実績(人)	63 (13)	145 (19)	93 (15)
共同生活援助(GH)・共同生活介護(CH)	人/月	見込量	25	32	37
		実績	28	34	40
施設入所支援	人/月	見込量	1	30	63
		実績	8	11	20
指定相談支援	人/月	見込量	0	3	5
		実績	0	0	0

旧体系サービス

サービスの種類	単位	年度	21 年度	22 年度	23 年度
		利用月	10 月	10 月	10 月
旧法施設入所支援	人/月	実績	72	67	50
旧法施設通所支援	人/月	実績	48	39	27

④ 障害福祉サービスの問題点と課題

● 訪問系サービス

訪問系サービスは新規受給者が増えつつあります。サービス提供事業所は近隣市町村も含めてたくさんありますが、精神障害者を対象としたサービスを提供する事業所が少ないことが課題となっております。今後は3障害対応の事業所の確保が必要となってきます。

● 生活介護・自立訓練(生活訓練・機能訓練)

第2期計画で見込んでいたほど旧法施設の新体系サービスへの移行が進んでおらず、生活介護は計画見込量に達していません。重度の障害者の在宅生活を支えるには生活介護は必要ですので、今後利用意向が高まっていく可能性があります。

自立訓練は利用意向、提供事業所ともに少なく実利用も進んでいません。

● 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

第2期計画で見込んでいたほど旧法施設の新体系サービスへの移行が進んでおらず、就労移行支援、就労継続支援B型の実績が計画見込量に達していませんが、就労継続支援A型では実績が大きく上回ったように、訓練系サービスへの利用意向は年々高まっています。

就労先に市外事業所を選択した場合、通勤時間・手段の問題等から長続きしないケースもあり、市内事業所の充実が必要となっております。

● 療養介護

20年度からは利用者がいませんが、平成24年度からは障害児施設のうち20歳以上の入所者は障害者自立支援法による入所となります。

● 児童デイサービス

児童デイサービスは、平成22年度に市内および近隣市町村に事業所が開設されたことから利用しやすい環境になったことから見込値より上回っています。また早期発見早期療育の観点からも利用が進んでいます。

● 短期入所

短期入所は、見込量に対し実績額が大きく上回っていますが、家庭での介護者支援を考えると、事業所も少ないのが実情です。

● 共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援

共同生活介護(CH)・共同生活援助(GH)は、見込量を若干上回る利用があります。市内事業所が少ない事、新規利用希望者もいることから、事業所の新設も必要となってきます。

施設入所者については、地域生活への移行をすすめていることから、年々減少しております。またその方針は今後も続き、可能な限り地域移行・地域定着をすすめていきます。

● 指定相談支援

第2期計画期間中の指定相談支援の請求実績はありませんが、一部の人のサービス利用計画は作成しております。また相談件数は年々増加しています。平成24年度からは障害者地域活動支援センター「南国」での相談支援体制も整備され段階的に全利用者の計画相談支援が実施されます。

第3章 障害福祉サービスの見込み

1 サービス提供体制の確保

① 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等)

居宅介護事業所は近隣市町村も含め十分にありサービス必要量に対応できていますが、精神障害に対応できる事業所数は、まだまだ不十分であるため、サービスが十分に供給できるように事業所の確保に努めます。

② 日中活動系サービス(生活介護・短期入所・就労継続支援・児童デイサービス等)

障害のある人が身近な日中活動の場として希望する、日中活動系サービスが受けられる環境整備を図ります。また市外の福祉施設を利用する障害者も多数いることから市町村間の連携をはかります。

就労移行支援、就労継続支援については、希望にあったサービス利用が図られるように事業所との連携を強化するとともに、仕事の確保のため市及び企業の発注増に務め利用者の工賃アップをはかっていきます。

日中活動の場として、障害者地域活動支援センター「南国」におけるサービス充実のための支援も進めます。

② 居住系サービス(共同生活援助・共同生活介護等)

施設入所している身体障害者・知的障害者が地域生活へ移行するためには、共同生活援助(GH)、共同生活介護(CH)の充実が必要であり、退院可能な精神障害者の居住の場としても重要となってきます。現状の市内事業所及び新体系への移行事業所のみでは不十分なため、新規事業所の設置を推進するとともに、市町村間の連携を強めて入所・入院からの移行を進めます。

市営住宅の共同生活援助・共同生活介護は住宅を管理する課と連携をはかり住宅の空き状況も考慮して必要に応じて共同生活援助・共同生活介護の新設を支援していきます。

④ 計画相談支援

第3期計画では障害福祉サービスをうける利用者すべてにサービス利用計画作成が必要となってきます。

指定相談支援事業所を通じ、3年間で計画的に全利用者にサービス利用計画を作成していきます。

2 平成 26 年度末の目標値設定と実施のための方策

「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について、サービス利用状況を踏まえて数値目標を設定します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数は 80 人です。第 2 期計画での実績は 17 人(平成 23 年 12 月 31 日現在)ですので、第 3 期計画ではさらに 7 人の地域生活移行者を目標に累計 24 人の施設入所者を地域生活へと目指します。

これにより、施設入所者数そのものを 66 人に削減見込とします。

項目	数 値	備 考
施設入所者数(A)	80人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標値①(18 年度～26 年度末までの移行者数)	24人	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 26 年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
	30%	
平成 23 年 12 月 31 日までの実績	17人	平成 23 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数
目標値②(施設入所者の削減見込)(B)	14人	平成 26 年度末段階での施設入所者の削減見込数
	17.5%	
平成 23 年 12 月 31 日までの実績	10人	平成 23 年 12 月 31 日までの施設入所者の削減実績
平成 26 年度施設入所者数(A-B)	66人	平成 26 年度末の施設入所者数

② 福祉施設から一般就労への移行

第 2 期計画では平成 23 年度において 1 年間に福祉施設から一般就労への移行者を 4 人以上としていました。第 3 期計画では第 2 期の実績もふまえ、また就労移行支援事業などのサービス利用状況から、第 2 期と同じ 4 人以上の移行を目指します。

項目	数 値	備 考
目標数値	4人	平成 26 年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数

参考:平成 21 年実績3人 平成 22 年実績3人 平成 23 年実績2人(平成 23 年 12 月 31 日現在)

③ 地域移行、地域定着支援のための方策

福祉施設入所者や入院中の障害者が地域生活へ移行するにあたっては、居住場所、就労先、日中の居場所の確保や障害福祉サービスの提供等、障害者本人への支援とともに、家族や地域に対しての支援が必要です。

南国市障害者自立支援協議会をはじめ関係機関と連携して啓発活動を行い、地域社会において障害に対する理解を深め、障害者が地域の協力を得て円滑に生活をおくるための支援体制の整備を図っていきます。

指定一般相談支援事業所と連携して退院・退所前から障害者と接することによって、地域移行・地域定着を総合的に支援していきます。

3 障害福祉サービスの利用意向調査

障害児・者及びその家族の方から現在の生活の状況や障害福祉サービスについてご意見をいただき、本計画のサービス見込量に反映するとともに、今後の南国市福祉行政の指標とするために、平成23年度に県と市でアンケート調査を実施しました。

市実施分として在宅生活をしている障害者59人に対して36人から回答を得ました。市内小中学校の特別支援学級設置校にもアンケート依頼をして29人から回答を得ました。県実施分として福祉施設利用者から157人から回答を得て、特別支援学校の児童生徒33人から回答を得ました。

以下、アンケート調査の一部を紹介します。

Q: 必要だと思う支援(在宅障害児、特別支援学校生62人・複数回答) [単位:人]

項目	自身	家族等
障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	8	34
就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	14	43
保育士等の加配	6	21
加配保育士や学校教職員の資質向上	8	38
身近な相談窓口の整備	11	28
保護者や子ども同士の交流の場づくり	12	18
通園や通学の援助	11	23
放課後の見守り支援	8	29
夏休みなどの長期休暇中の支援	9	37
身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	7	30
身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	9	36
地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	10	27
その他	1	1

障害児の家族は、子どもの成長過程においていろいろな悩みを持ち、家族だけでは解決できないことも多くあります。子どもの成長に応じて必要となる様々な支援を障害児本人はもとより、家族に行うことが求められています。

「就学前から学校卒業まで一貫して継続した支援の仕組みづくり」「加配保育士や学校教職員の資質向上」の項目から読み取れる点として福祉事務所をはじめ医療・保育・学校など複数の機関による支援および各部門の資質の向上が求められています。今後も関係機関と連携し、適切な支援体制の整備に努めていきます。

「障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり」「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」の項目から読み取れる点として、得意不得意分野を早めに発見して伸ばせるところを伸ばしていく障害特性に応じた取り組みが必要となってきます。

Q: 今後利用したいサービス

(在宅障害者、特別支援学級生、特別支援学校生98人) [単位:人]

(施設利用者157人) [単位:人]

項 目	在宅	施設利用者
居宅介護(ホームヘルプ)	9	9
重度訪問介護	2	
行動援護	3	12
重度障害者等包括支援	3	8
短期入所(ショートステイ)	9	12
同行援護	1	2
相談支援	14	21
移動支援	5	11
コミュニケーション支援	2	6
地域活動支援センター	12	9
日中一時支援	14	9
児童デイサービス	14	
放課後等デイサービス	9	
あったかふれあいセンター	5	4
生活介護	8	34
自立訓練(機能訓練)	14	3
自立訓練(生活訓練)	14	7
就労移行支援	15	8
就労継続支援A型	12	14
就労継続支援B型	15	38
療養介護		9

今後利用したいサービスの中から早期利用が見込まれる分については、本計画のサービス見込量に計上しました。

Q: 将来暮らしたい場所

(在宅障害者、特別支援学級生65人) [単位:人]

項 目	自身	家族等
ずっと自宅等で暮らしたい	34	33
家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	3	3
近くの入所施設で暮らしたい		1
(遠くても)気に入った施設で暮らしたい	2	1
グループホームやケアホーム、又は福祉ホームで暮らしたい	2	1
わからない	4	3

Q: 将来暮らしたい場所

(施設利用者157人) [単位:人]

(特別支援学校生33人) [単位:人]

項 目	施設利用者	特別支援学校生	
		自身	家族等
家族や親戚と暮らしたい	45	11	17
一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	13	2	1
これまでの(今の)入所施設で暮らしたい	30	1	2
家の近くの入所施設で暮らしたい	5	1	1
気に入った施設で暮らしたい	5	1	2
グループホームやケアホーム、又は福祉ホームで暮らしたい	25	3	8
わからない	23	7	3

将来暮らしたい場所として、在宅の障害児・者は「ずっと自宅で暮らしたい」との回答が最も多いです。

施設利用の方は、「家族や親戚と暮らしたい」との回答が最も多いです。「グループホームやケアホーム、又は福祉ホームで暮らしたい」との回答と併せ、地域生活が可能であれば地域で生活することを望む施設入所者が多いです。

Q: 障害者福祉に必要なだと思うこと(全数 複数回答)

[単位:人]

項 目	自身	家族等
希望すれば、受けたサービスが受けられること	22	79
会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職がしやすいこと)	19	31
今よりもっと工賃をもらいたい	6	15
困ったときなどに身近なところで気軽に相談ができること	13	18
自宅などで暮らすためのサービス(ホームヘルプや外出支援など)をもっと充実すること	8	14
通所で利用できるサービスをもっと充実させること	2	9
必要なときに適切な支援が受けられるよう入所施設の機能を充実すること	2	7
グループホームなど生活(居住)の場をもっと充実すること	8	11
すぐに利用ができるよう、短期入所ができる施設を増やすこと	4	8
いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること	9	15
社会(会社や近隣住民など)が、障害のことをもっと理解すること	8	20
サービスを利用するための費用負担を少なくすること	4	12
病院などでかかる費用を少なくすること	7	17
手当、年金額をもっと増やすこと	13	24

「希望すれば、受けたサービスが受けられること」の回答が、最も多い回答となりました。サービス利用については、サービス希望者との面談等により、利用希望の確認と適切なサービス利用を進めています。今後は相談支援を充実し、ケアマネジメントの充実が図れるような体制整備に努めます。

「会社などに就職ができるように就職先を多くすること」の回答が次いで多く、自立した生活をおくるために一般就労を目指す障害者が多いことがわかります。県や国の機関とも連携をし、障害者の雇用をすすめます。

「困ったときなどに気軽に相談ができること」では、相談支援の体制について重点的に支援体制の整備を強めていきます。自由記載から「夜相談ができること」との意見もいただいているので、それらを含めて検討していきます。

自由記載からは障害をもつ子の親の意見として自身がなくなった後の心配をしている様子が書かれていたり、利用できるサービス事業所の増設を望む声、施設での預かりサービス(夕方6時くらいまで)を望む声がありました。これらの声にこたえられるよう既存事業所との連携を深めて、利用希望者をすぐにつなげられるよう連絡体制を充実していきます。

4 サービス見込量の算定

第2期計画におけるサービスの利用状況と、アンケート調査によるサービス利用意向調査から、平成24年度～26年度までのサービス見込量を算定しました。

サービスの種類	単位	見込量	24年度	25年度	26年度
		人数			
訪問系サービス	時間/月	見込量	874	886	958
		人数	43	46	50
訪問系サービス (同行援護)	時間/月	見込量	50	50	50
		人数	6	6	6
生活介護	人日/月	見込量	2230	2345	2382
		人数	113	119	121
自立訓練(機能訓練)	人日/月	見込量	0	20	0
		人数	0	1	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	見込量	40	80	120
		人数	2	4	6
就労移行支援	人日/月	見込量	115	110	130
		人数	6	6	7
就労継続支援A型	人日/月	見込量	400	440	480
		人数	20	22	24
就労継続支援B型	人日/月	見込量	1800	1950	2090
		人数	97	104	111
療養介護	人/月	見込量	17	17	17
短期入所	人日/月	見込量	104	104	116
		人数	17	17	18
共同生活援助(GH)・共同生活介護(CH)	人/月	見込量	48	53	67
施設入所支援	人/月	見込量	72	71	68
計画相談支援	人/月	見込量	35	51	69
地域移行支援	人/月	見込量	6	5	7
地域定着支援	人/月	見込量	3	10	11

① 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)

過去3ヶ年10月時点のサービス利用実績から利用時間を算定し、アンケート調査等による新規利用者を各年度に勘案したうえで、見込量を算定しました。

行動援護については、支給決定者数から見込量を算定しました。

訪問系サービスについては地域移行・地域定着を推進し在宅生活を支えるために必要であることから今後増える見込みとなります

② 生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)

過去3ヶ年10月時点のサービス利用実績および新法施設への移行状況から利用時間を算定し、アンケート調査等による新規利用者を各年度に勘案したうえで、見込量を算定しました。

③ 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

過去3ヶ年10月時点のサービス利用実績および新法施設への移行状況から利用時間を算定し、アンケート調査等による特別支援学校生(高等部)等の新規利用者を各年度に勘案したうえで、見込量を算定しました。

④ 療養介護

平成23年度まではサービス利用実績はありませんが、平成24年度からは児童福祉施設入所者のうち20歳以上の方が自立支援法による入所になることから、現在の入所者数から見込量を算定しました。

⑤ 短期入所

過去3ヶ年10月時点のサービス利用実績から利用時間を算定し、アンケート調査等による新規利用者を各年度に勘案したうえで、見込量を算定しました。

⑥ 共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援

過去3ヶ年10月時点のサービス利用実績から利用時間を算定し、アンケート調査等による新規利用者を各年度に勘案したうえで、見込量を算定しました。

⑦ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

平成23年度までのサービス請求実績はありませんが、一部の人のサービス利用計画は作成しております。平成24年度からは障害者地域活動支援センター「南国」での相談支援体制も整備され段階的に全利用者の計画相談支援が実施されます。

各年度の新規サービス利用者、継続サービス利用者、退院退所者を勘案したうえで、見込量を算定しました。

第4章 地域生活支援事業の実施

1 地域生活支援事業の実施状況及び実施予定

地域生活支援事業の実施状況と平成 23 年度までの実施予定事業は下表のとおりです。

事業名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	利用者負担徴収の有無		上限額の設定	
							徴収する (1割負担)	徴収しない	設定	設定しない
コミュニケーション支援事業	○	○	○	○	○	○	○			
相談支援事業	○	○	○	○	○	○	○			
日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	○	○	○	○		
移動支援事業	個別支援型	○	○	○	○	○	○	○		
	グループ支援型									
	車両移送型	○	○	○	○	○	○	○		
地域活動支援センター事業	基礎事業	○	○	○	○	○	○	○		
	機能強化事業	○	○	○	○	○	○	○		
その他の事業	福祉ホーム事業	○	○	○	○	○	○	○		
	盲人ホーム事業									
	訪問入浴サービス事業									
	身体障害者自立支援事業									
	重度障害者在宅就労促進特別事業									
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付金給付事業	○	○					○		
	知的障害者職親委託制度									
	生活支援事業	○	○	○	○	○	○	○		
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	
	生活サポート事業									
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	○	○	○	○	○	○	○	
		芸術・文化講座開催等事業								
		点字・声の広報等発行事業								
		奉仕員養成研修事業								
		自動車運転免許取得改造助成事業	○	○	○	○	○	○	○	
		その他社会参加促進事業								
経過的デイサービス事業										
発達障害者支援センター運営事業										

2 地域生活支援事業の内容と実績及び見込み

① コミュニケーション支援事業

聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図り社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。平成 22 年度の手話通訳者派遣回数 は 5 回です。

事業名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用見込者数 (利用実績)	利用見込者数 (利用実績)	利用見込者数 (利用実績)	利用見込 者数	利用見込 者数	利用見込 者数
手話通訳者派遣	10 (9)	10 (5)	10 (3)	8	8	8
要約筆記者派遣	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

② 相談支援事業

相談支援事業では、障害のある方に福祉サービスに係る情報の提供や相談支援をはじめ、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常及び社会生活を営むことを目的としています。本市では、平成 19 年度より障害者地域活動支援センター「南国」に相談支援事業を委託し、福祉事務所、保健福祉センター等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。また、平成 22 年度には「相談支援事業所きぼう」が市内に開設され重度心身障害児者の相談業務をおこなっています。

平成 20 年度に市内外の専門機関の参加を得て、南国市障害者自立支援協議会を設立し、様々な事例に対応できるよう、各機関との協力体制、ネットワークの構築を進めています。

事業名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数	実施見込 箇所数	実施見込 箇所数
障害者相談支援事業	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有

③ 日常生活用具給付等事業

在宅で生活する障害者が、日常生活を容易にするために使用する用具(特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具など)を給付する事業です。

用具名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用見込件数 (実績)	利用見込件数 (実績)	利用見込件数 (実績)	利用見込件数	利用見込件数	利用見込件数
介護・訓練支援用具(特殊寝台・体位変換器等)	10 (2)	11 (4)	12 (6)	7	7	7
自立生活支援用具(入浴補助用具・移動移乗支援用具等)	10 (7)	11 (12)	12 (20)	15	15	15
在宅療養等支援用具(電気式たん吸引機等)	10 (4)	11 (2)	12 (5)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具(視覚障害者用拡大読書器等)	15 (6)	15 (6)	15 (6)	6	6	6
排泄管理支援用具(紙おむつ・ストマ装具等)	800 (721)	825 (791)	850 (850)	850	850	890
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	4 (2)	5 (3)	5 (2)	4	4	4

④ 移動支援事業

障害者が屋外での移動に支援を必要とする場合に、その支援を提供するもので、ガイドヘルパーを派遣する個別支援と、南国市社会福祉協議会に委託する車両での移送事業を行っています。

提供事業所、利用者は年々増加しており、今後も利用者の増加が見込まれます。

事業名	21年度		22年度		23年度	
	利用見込者数 (実績)	利用見込時間 (実績)	利用見込者数 (実績)	利用見込時間 (実績)	利用見込者数 (実績)	利用見込時間 (実績)
移動支援事業	14 (10)	1000 (377)	15 (20)	1080 (388)	17 (20)	1240 (433)

事業名	24年度		25年度		26年度	
	利用見込者数	利用見込時間	利用見込者数	利用見込時間	利用見込者数	利用見込時間
移動支援事業	23	480	26	550	30	600

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、創作活動、生産活動の機会提供、社会交流の促進を図り、障害者の地域生活を支援します。

本市では、障害者地域活動支援センター「南国」に委託し、就労になかなか結びつかない障害者や自宅に引きこもっている障害者が、創作活動(編み物・裁縫・折り紙や絵)を中心に気軽に立ち寄れる集いの場として活動しています。

利用者数は増加しており、活動内容の充実と拡大が必要となっています。平成 20 年度からは機能強化事業を取り入れ、特に需要が高まりつつある雇用・就労へつながる生産活動の場を提供するとともに、それぞれの利用者にあった多種のメニューの確立を図り、他機関等との連携を深め、社会交流の広がりを進めていきます。

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
地域活動支援センター	1 (1)	25 (10)	1 (1)	25 (10)	1 (1)	25 ()

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
地域活動支援センター	1	15	1	15	1	15

⑥ 福祉ホーム事業

福祉ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由から居宅で生活することが困難な障害者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援するものです。

福祉ホーム事業として、入居前に利用者が居住していた市町村が、福祉ホーム(コーポラスこくふ・すずめ三里ホーム)の運営につき利用負担金を支払っています。

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
福祉ホーム事業	2 (2)	5 (4)	3 (2)	7 (4)	4 (2)	10 (4)

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
福祉ホーム事業	2	4	2	4	2	4

⑧ 更生訓練費

施設に入所・通所し就労移行支援や自立訓練等事業を利用している人に、訓練費を支給し社会復帰の促進を図るものです。

平成22年度に事業を廃止しました。

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
更生訓練費	3 (3)	5 (5)	2	4	2	4

⑧ 生活支援事業(福祉機器リサイクル事業)

不要となった車椅子や特殊寝台を譲り受け、必要に応じて修理し必要な障害者に貸し出しをするもので、南国市社会福祉協議会に委託し実施しており、急な利用にも対応できるなど障害者への支援として定着しています。本計画においても引き続き実施します。

事業名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	実施見 込箇所 数	実施見 込箇所 数	実施見 込箇所 数
生活支援事業(リサイクル)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

⑨ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るもので、平成23年度には9事業所を指定しています。利用者、事業所ともに増加傾向で、今後も利用の増加が見込まれます。

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	実施見込 箇所数 (実績)	利用見込 者数 (実績)
日中一時支援事業	9 (10)	18 (30)	10 (8)	19 (32)	10 (9)	20 (36)

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
日中一時支援事業	10	40	10	40	10	44

⑩ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため、南国市では障害者卓球大会と自動車運転免許取得・改造助成事業を実施してきました。卓球大会と自動車運転免許取得・改造助成事業は引き続き実施します。

事業名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用見込 者数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	利用見込 者数 (実績)	利用見込 者数	利用見込 者数	利用見込 者数
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	25 (36)	25 (39)	25 (35)	35	35	35
自動車運転免許取得・改造助 成事業	4 (4)	4 (7)	4 (2)	4	4	4

第5章 計画の推進

1 相談支援体制の整備

相談件数は年々増加しており、障害者地域活動支援センター「南国」に相談事業を委託していますが、保健福祉センターや福祉事務所でも相談を受けており、互いに連携を取り合い情報の共有をはかっています。1部門では対応困難なケース、来所のみならず訪問対応が必要なケース、障害がはっきりしていないケース等複雑多様化する相談支援に対応すべく相談員一人一人の資質の向上が必須となっています。また、関係づくりに時間を要し、サービス利用前からの対応が必要など1件のケースにかかる時間も増加傾向です。

多様化する相談支援に対応すべく、身近な相談場所の複数化、適切な支援を提供できる専門職による相談支援体制の整備を自立支援協議会での協議を重ねながら取り組んでいきます。

新規相談のケースでどこに相談したらいいのかわからない、利用できるサービスがわからないといった調査結果もありましたので、市のホームページやハートフルマップのさらなる活用をはかります。

2 自立支援協議会を中心としたネットワークの構築

地域全体で障害者を支える力を強めるため、障害者当事者・家族団体等関係者、福祉サービス事業所、保健・医療機関、就労支援・雇用等関係機関、商工関係機関及び教育関係機関等を構成員とした南国市障害者自立支援協議会を平成20年に設立し、地域のネットワークの構築・強化に努めています。

協議会は全体会と相談支援、就労支援、居住支援、日中支援及び計画作成のための5つの専門部会を設置し、各部会において様々な問題の解決のための方策を検討するなど地域の障害者福祉に関するシステムづくりの中核を担っています。さらに、各機関との協力体制、ネットワークの構築を進め、地域社会の連携と協力を得て総合的な取り組みを進めます。

特に就労支援については福祉・雇用・教育の連携が必要で、関係機関が一体となって総合的な取り組みを推進します。

平成24年度より障害者自立支援協議会は法定化され、地域の課題解決の役割がより重要となってきました。

3 住民参加の促進

本計画を推進し、障害者が地域で快適な生活を送るためには、地域住民の障害に対する理解と協力が必要です。

そのためには、障害者はもとより関係機関の意見を広く聴き取り、障害者が地域社会で生活していくうえでの現状と課題を明らかにする必要があります。そのうえで、障害者が地域の協力を得て暮らしていくための自立支援法の趣旨、制度の内容及び本計画について、広報等を通じて市民に広く啓発活動を推進するとともに、より効果的な周知方法を検討し、障害者と住民が一体となって暮らしていける地域づくりを推進します。

4 障害のある人への虐待防止

平成23年10月より障害者虐待防止法が制定されました。

障害者への虐待防止については、保健福祉センター、障害者地域活動支援センター「南国」及び高知県中央東福祉保健所をはじめ関係機関と連携し、相談受付と巡回により、虐待の早期発見と迅速な対応に努めています。今後もより注意深く接することにより、虐待の未然防止に努めます。

高齢者虐待の防止に向けては、長寿支援課に事務局を置き介護・保健・医療・警察等の機関による高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、高齢者虐待の早期発見や未然防止対策等の協議を行い、高齢者の安心した生活の確保に努めています。

福祉事務所こども相談係を中心とした、要保護児童対策地域協議会が設置され、保育・学校・保健・医療・児童相談所等の関係機関と連携して、障害児を含めた児童を虐待から守り、適切な養育が受けられるように、随時、個別ケース検討会議を開催し、支援策を検討しています。

5 防災対策

平成23年度より災害時要援護者台帳の整備・充実をはかっています。障害者をはじめ高齢者などの避難時に必要な支援、避難先での支援を台帳登録し、災害時に迅速な対応ができるよう市の関係機関、民生児童委員、自主防災組織等と情報共有をはかります。

福祉施設と福祉避難所の協定を順次結んでいきます。

6 計画の進行管理

本計画の計画的な進行管理を進めていくため、毎年、南国市障害者自立支援協議会で計画の達成状況を確認し、今後の課題を検証していきます。

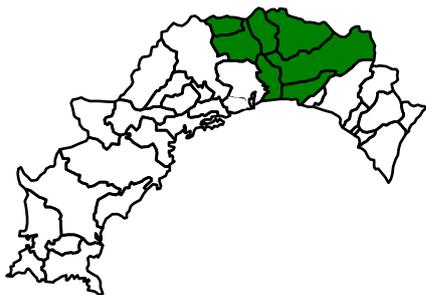
参考資料

参考資料1 「第3期高知県障害福祉計画」中央東圏域(抜粋)

参考資料2 南国市障害者自立支援協議会設置要綱及び組織図

中 央 東 圏 域

南国市 香美市
 香南市 本山町
 大豊町 土佐町
 大川村



◆ 圏域内の障害のある人の状況 (H23. 3. 31 現在)

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	125,185		37,265	29.8%
身体障害者手帳所持者	7,949	6.3%	6,011	75.6%
療育手帳所持者	935	0.75%	99	10.6%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	447	0.36%	65	14.5%
(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者 1,415 人				

※ 人口は、H23. 3. 31 現在 住民基本台帳登録数

1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域では、平野部にある3市と中山間地域に位置する嶺北4町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。また、圏域内にとどまらず、隣接する高知市内の事業所の利用が多いため、その調整が課題となっています。
- 南国、香美、香南の3市では、サービス事業所が比較的多い一方、新たな利用者を受け入れることが困難な状況が見られます。全体的にサービス供給体制の整備が進んでいる地域ですが、高知市を含めた圏域を超えた事業所の相互利用の調整が課題となっています。
- 3市には、地域活動支援センター・相談支援事業所がそれぞれ設置されており、利用者や関係機関から地域の拠点機関として一層の充実が期待されています。
 相談支援事業所については、人材確保や相談支援専門員の資質向上が課題となっており、今後、サービス利用の増加やニーズの多様化に対応するためのサービス調整機能の充実が求められています。
 また、地域活動支援センターについても、障害者の日中活動の重要拠点として各市とも利用者は増加していますが、利用者のニーズの多様化や障害特性に応じた対応などが課題となっています。

○ 嶺北地域は、就労継続支援事業所が3箇所、居宅介護事業所が3箇所とサービス事業所が少なく、移動手段も限られるため、障害のある人が身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備とサービス従事者の人材確保や高齢者の既存施設を活用した取り組みなどサービス提供体制の充実が必要です。

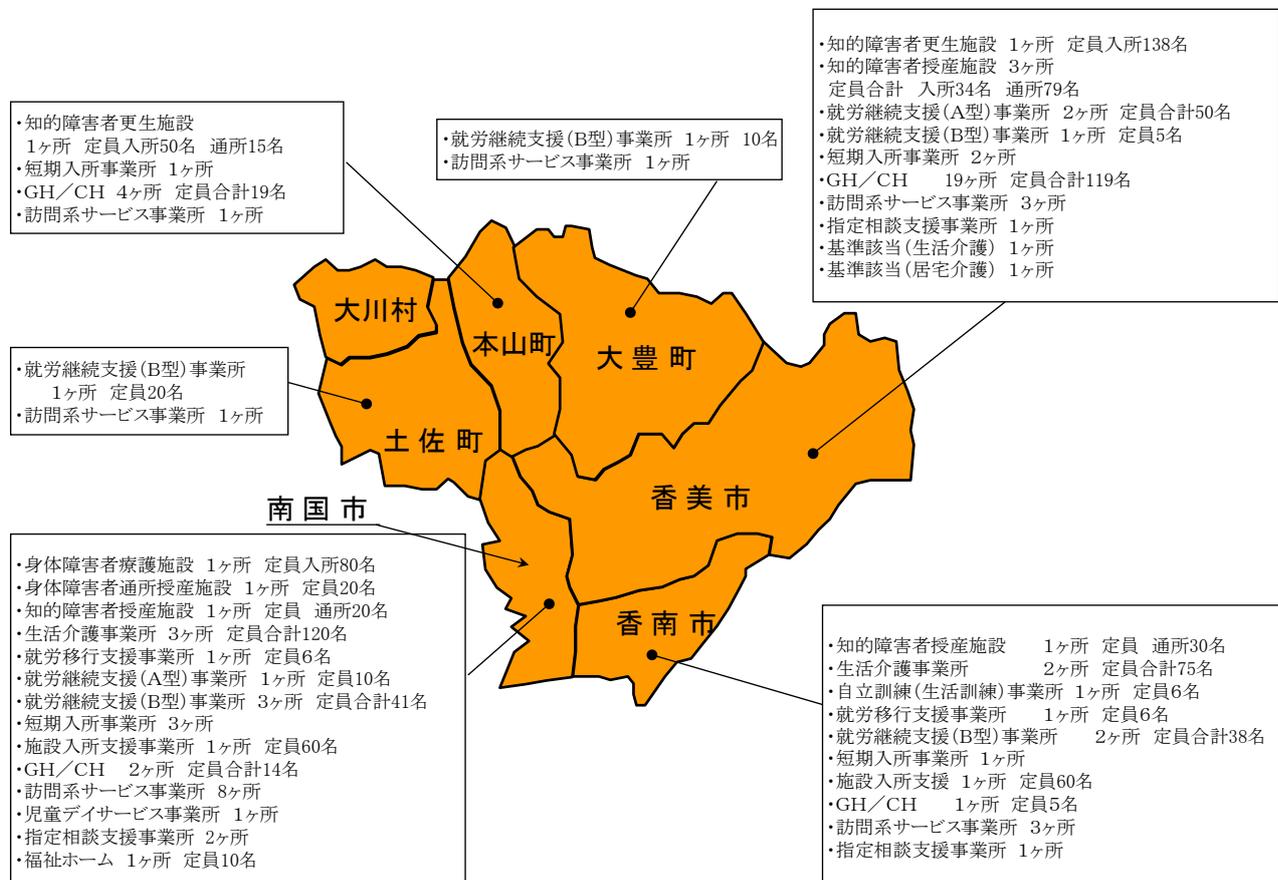
○ 平成23年7月時点のサービスの利用実績は、訪問系サービス、日中活動系サービスともに第2期計画の見込量より若干少なくなっていますが、旧法施設を含めた障害福祉サービスの利用者は年々増加しており、新体系への移行期限である平成23年度末には見込量に達すると考えられます。

○ グループホーム等については、一定の整備が進んでいますが、利用定員の関係で新たな利用が困難な状況にあります。

今後、病院や施設から地域生活への移行の増加が見込まれることから、病院や事業所との連携と地域移行・地域定着支援の充実とあわせ、グループホーム等の体験利用の促進や日中活動系及び訪問系事業所の更なる整備が必要です。

(2) 圏域内の旧法施設及び指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成23年7月31日現在】



(3) 圏域内の地域移行等の目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	備考
入所者数	240 人	H17. 10. 1 時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	61 人	第 2 期計画の目標値：69 人 23 年 7 月末時点の実績：41 人
【目標値】 平成 26 年度末入所者数	205 人	第 2 期計画の目標値：187 人 23 年 7 月末時点の実績：228 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
平成 17 年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数	2 人	
【目標値】 26 年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	15 人	第 2 期計画の目標値：14 人 22 年度の実績：8 人

(4) 障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	2, 283 時間/月	2, 522 時間/月	2, 671 時間/月	3, 491 時間/月	3, 548 時間/月	3, 691 時間/月
	106 人	114 人	121 人	157 人	165 人	176 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
生活介護	700 人日/月	1,231 人日/月	1,835 人日/月	6,518 人日/月	6,687 人日/月	6,921 人日/月
	38人	67人	96人	312人	322人	336人
自立訓練 (機能訓練)	— 人日/月	74 人日/月	71 人日/月	22 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	人	4人	4人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	29 人日/月	81 人日/月	100 人日/月	122 人日/月	162 人日/月	182 人日/月
	2人	5人	5人	6人	8人	9人
就労移行支援	137 人日/月	199 人日/月	231 人日/月	262 人日/月	302 人日/月	355 人日/月
	7人	13人	13人	13人	15人	17人
就労継続支援 (A型)	791 人日/月	803 人日/月	830 人日/月	989 人日/月	1,052 人日/月	1,141 人日/月
	39人	38人	42人	49人	52人	56人
就労継続支援 (B型)	1,353 人日/月	1,814 人日/月	1,888 人日/月	4,717 人日/月	5,018 人日/月	5,184 人日/月
	86人	112人	118人	260人	274人	282人
療養介護	2人	3人	3人	50人	50人	50人
短期入所	254 人日/月	221 人日/月	134 人日/月	199 人日/月	204 人日/月	222 人日/月
	62人	28人	20人	47人	47人	49人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
共同生活援助 共同生活介護	104人	114人	123人	150人	168人	196人
施設入所支援	16人	25人	53人	218人	212人	208人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
計画相談支援	17人/月	14人/月	14人/月	102人/月	156人/月	205人/月
地域移行支援	—人/月	—人/月	—人/月	16人/月	14人/月	15人/月
地域定着支援	—人/月	—人/月	—人/月	3人/月	14人/月	15人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 見込(23年度末)	項目	24年度	25年度	26年度
生活介護	462人	圏域内事業所利用見込者数	500人	511人	525人
		整備が必要と見込まれる数	38人	11人	14人
		整備が必要と見込まれる事業所数	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	1人	—
		整備が必要と見込まれる数	—	1人	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	1ヶ所	—

サービス種別	圏域内定員 見込(23年度末)	項目	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (生活訓練)	37人	圏域内事業所利用見込者数	12人	20人	30人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	18人	圏域内事業所利用見込者数	6人	13人	12人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (A型)	60人	圏域内事業所利用見込者数	59人	60人	61人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	1人
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	1ヶ所
就労継続支援 (B型)	244人	圏域内事業所利用見込者数	285人	301人	315人
		整備が必要と見込まれる数	41人	16人	14人
		整備が必要と見込まれる事業所数	3ヶ所	—	1ヶ所

サービス種別	圏域内定員 見込(23年度末)	項目	24年度	25年度	26年度
短期入所	8ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	64人	62人	63人
		整備が必要と見込まれる数	(64人)	(62人)	(63人)

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23年度末)	項 目	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	162人	圏域内事業所利用見込者数	227人	249人	288人
		整備が必要と見込まれる数	65人	22人	39人
		整備が必要と見込まれる事業所数	13ヶ所	5ヶ所	8ヶ所
施設入所支援	360人	圏域内事業所利用見込者数	360人	354人	346人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 短期入所や共同生活援助については、圏域内の事業所等でもサービスが受けられるよう、利用者のニーズや利用量等を把握して、事業所への働きかけや相互利用の調整など、サービス提供体制の充実に取り組んでいきます。
- 精神障害者・知的障害者の新たな利用や障害の重度化などにより増加が見込まれる訪問系サービスをはじめ、整備が必要と見込まれる生活介護、就労継続支援などのサービスを充実するため、各市町村や事業所、医療機関などの関係機関との連携を図りながら、取り組みを進めていきます。
- 就労支援については、就労継続支援事業所や公共職業安定所、就業・生活支援センター、特別支援学校や各市の地域活動支援センター・相談支援事業所と連携して、地元企業での職場実習を通じた一般就労と就労後の定着を促進します。また、ライフステージを通じた支援を継続するために関係機関の協議を進めます。
- 日中活動系サービスについては、圏域内にとどまらず高知市内の事業所を含めたサービスの利用調整や相互の連携を進めていきます。

- どの地域でも相談支援や地域活動へのさらなる取り組みが進むよう、地域活動支援センターや相談支援事業所の機能強化、また嶺北地域などの中山間地域での新たな事業所を確保するため、地域内での協議を進めていきます。
- 全般的にサービスが不足している嶺北地域においては、障害のある人が身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、中山間地域において新たに送迎付きの通所事業所を行う事業者への助成や、日中活動を提供する介護保険のデイサービス、また、あったかふれあいセンター事業などへの利用促進により、サービス提供体制を充実します。

(2) 住まいの場の確保

- 施設入所者等の地域生活への移行等に伴い、グループホーム等の利用が多く見込まれることから、施設整備の補助制度や地域の遊休資産を活用するなどして積極的に地域での住まいの場の確保を進めます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 各市町村においてそれぞれ個別の課題に取り組むとともに、広域での支援体制の充実に向けて、嶺北地域では4町村共同設置の自立支援協議会において、また、南国、香美、香南の3市では事業所、福祉保健所等で構成する連絡調整会議において、共通課題の解決に向けた検討を進めていきます。

参考資料2

○南国市障害者自立支援協議会設置要綱

平成20年9月24日

南国市告示第43号

南国市障害者計画推進委員会設置要綱(平成12年南国市告示第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、南国市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、本市における障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の自立生活を支援することを目的とする。

(構成機関等)

第2条 協議会は、次に掲げる構成機関(以下「構成機関等」という。)で組織する。

- (1) 指定相談支援事業所
- (2) 高知県相談支援体制整備事業関係者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者
- (4) 障害者家族団体等関係者
- (5) 障害当事者団体等関係者
- (6) 医療関係機関
- (7) 就労支援、雇用等関係機関
- (8) 教育関係機関
- (9) 商工関係機関
- (10) 県及び市行政関係部署
- (11) 識見を有する者
- (12) その他市長が必要と認める機関

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の中立及び公平性の確保並びに運営評価に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 就労支援サービスの支給決定を含む障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者計画、障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、全体会及び専門部会で構成する。

- 2 全体会は、構成機関等の代表者(以下「全体会の委員」という。)で構成する。
- 3 専門部会は、構成機関等の意見を踏まえ構成機関等の中から選出するものとし、当該構成機関等の実務担当者(以下「専門部会の委員」という。)で構成する。

(全体会)

- 第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置・変更・廃止、構成機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。
- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 会長及び副会長は、再任することができる。

(専門部会)

- 第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。
- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
 - 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
 - 4 専門部会は、部会長が招集する。
 - 5 部会長は、会議において必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。
 - 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、福祉事務所に置く。

(秘密の保持)

- 第8条 協議会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協議会の構成メンバーを脱退後も同様とする。

(報酬)

- 第9条 全体会の委員及び専門部会の委員の報酬は、無報酬とする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に選任される会長及び副会長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

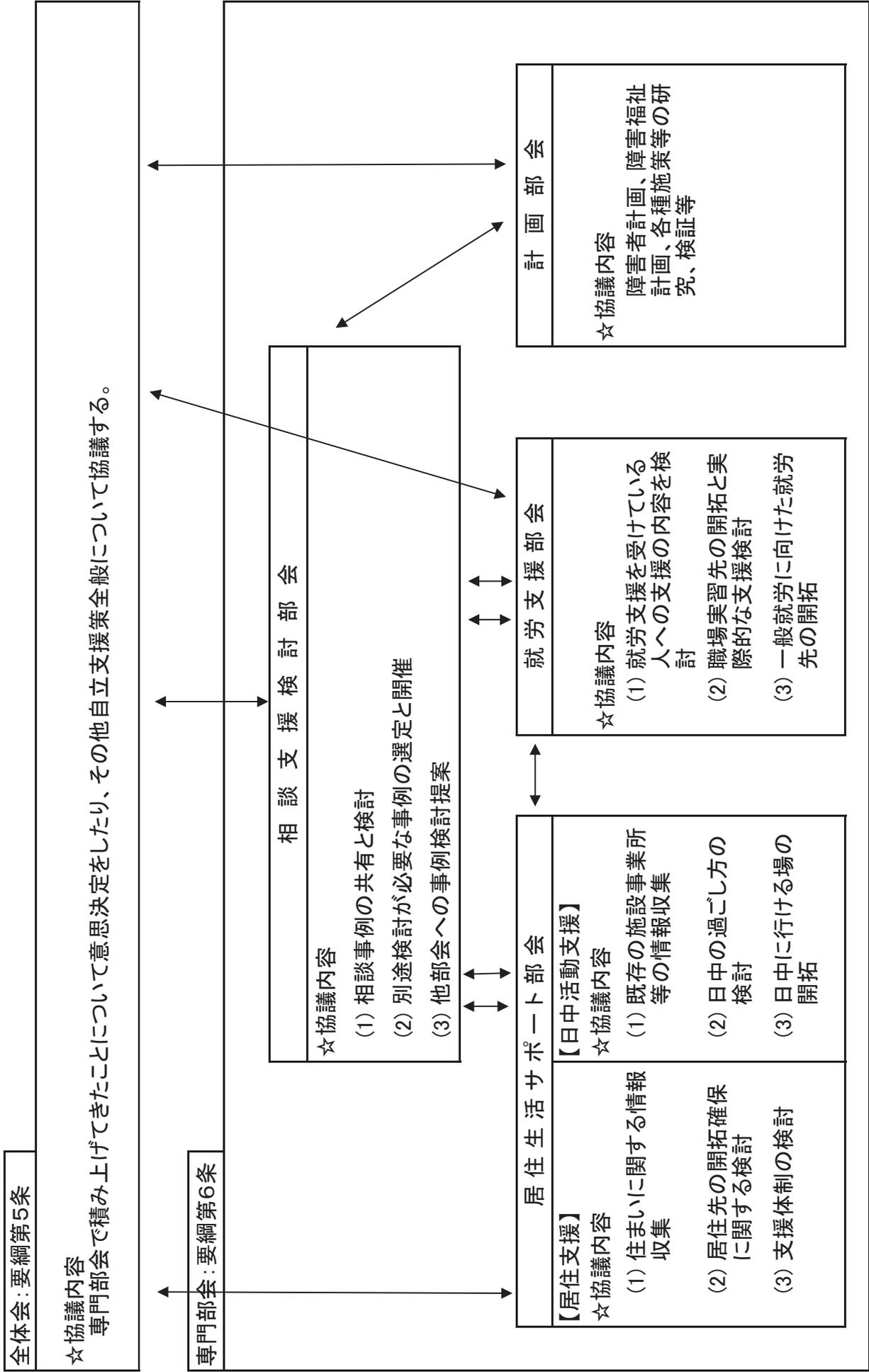
南国市障害者自立支援協議会委員名簿

	氏名		備考
1	澤村 豊	会長	南国市社会福祉協議会会長
2	松本 聡		地域活動支援センター「南国」
3	住友 芳美		特別アドバイザー
4	野村 英一		障害者支援施設こくふ
5	森 美香		障害者自立支援事業所なんこく
6	中村 富佐子		きてみや理事長
7	中村 武		就労支援センターコーケン
8	宇井 みちえ		南海学園園長
9	山本 健司		土佐希望の家常務理事
10	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
11	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
12	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
13	今井 義則		南国市身体障害者協議会会長
14	浜田 成亮	副会長	難病団体連絡協議会理事長
15	中澤 宏之		南国病院院長
16	山本 和久		障害者就業・生活支援センター ゆうあい支援ワーカー
17	岩川 すみ造		高知公共職業安定所所長
18	福田 俊樹		県立山田養護学校校長
19	坂本 源一		南国市商工会会長
20	田上 豊資		高知県中央東福祉保健所所長
21	萩野 昭子		南国市連合婦人会会長
22	中村 隆之		南国市民生児童委員協議会会長
23	岩原 富美		南国市保健福祉センター所長
24	山内 幸子		南国市長寿支援課長
25	竹内 信人		南国市教育委員会学校教育課長
26	南 幸男		南国市福祉事務所長

南国市障害者自立支援協議会 計画部会委員名簿

	氏名		備考
1	今井 義則	部会長	南国市身体障害者協議会会長
2	松本 聡		地域活動支援センター「南国」
3	野村 英一		障害者支援施設こくふ
4	山本 忠明		障害者自立支援事業所なんこく
5	宇井 みちえ		南海学園園長
6	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
7	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
8	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
9	浜田 成亮		難病団体連絡協議会理事長
10	西岡 満		高知県中央東福祉保健所 課長
11	萩野 昭子		南国市連合婦人会会長
12	中村 隆之		南国市民生児童委員協議会会長
13	松本 聡		地域活動支援センター南国主任相談支援員
14	渡部 靖		南国市保健福祉センター係長

南国市障害者自立支援協議会 組織図



南国市障害者自立支援協議会 組織及び構成機関等

	構成機関等の名称	全体会				専門部会			
		相談支援検討部会	就労支援部会	居生活サポート部会		計画部会			
				居住支援	日中活動支援				
(1)	指定相談支援事業所	毎月開催	随時開催	随時開催	随時開催	随時開催	随時開催	随時開催	随時開催
(2)	(高知県相談支援体制整備事業)	年2～3回開催 専門部会で積み上げてきたことについて意思決定をしたり、その他自立支援事業全般について協議します。	随時開催 就労を目標しているなど主に就労に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。また、就労移行支援、就労継続A型、B型の継続申請があった場合に、その継続の可否について検討します。	随時開催 居住を望んでいるなど主に居住に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	随時開催 日中活動に支援が必要など主に日中活動に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	随時開催 随時開催	随時開催 随時開催	随時開催 随時開催	随時開催 随時開催
(3)	指定障害福祉サービス事業者	毎月開催 相談支援事業所等に相談のあった事例について報告をいたします。	随時開催 就労を目標しているなど主に就労に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	随時開催 居住を望んでいるなど主に居住に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	随時開催 日中活動に支援が必要など主に日中活動に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	随時開催 随時開催	随時開催 随時開催	随時開催 随時開催	随時開催 随時開催
(4)	障害者家族団体等関係者	特別アドバイザー (スーパーバイザー)	随時開催 〇(ワイール社)	随時開催 〇(ワイール社)	随時開催 〇(ワイール社)	随時開催 〇(ワイール社)	随時開催 〇(ワイール社)	随時開催 〇(ワイール社)	随時開催 〇(ワイール社)
(5)	障害当事者団体等関係者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(6)	医療関係機関	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(7)	就労支援、雇用等関係機関	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(8)	教育関係機関	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(9)	商工関係機関	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(10)	県及び市行政関係部署	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(11)	識見を有する者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		26	4	13	8	9	14		

第3期南国市障害福祉計画策定経過

平成23年8月31日	第1回計画部会
平成23年9月27日	作業部会
平成23年10月4日	第2回計画部会
平成23年11月29日	作業部会
平成23年12月5日	第3回計画部会
平成24年1月16日	作業部会
平成24年1月30日	第4回計画部会
平成24年3月29日	全体会